

報道機関の皆様へのお願い

- 原子力発電で使用した燃料を再処理した際に生じる「**高レベル放射性廃棄物**」の地層処分については、現在、北海道の2町村において、実施主体の原子力発電環境整備機構(NUMO)が法律「**特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律**」に従って文献調査を進めています。
- 日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターは、国の研究機関として、**高レベル放射性廃棄物の地層処分技術の信頼性や安全性を向上させるための研究開発**を北海道幌延町で行っています。処分事業は行っておりません。また、**放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まない**で研究しており、幌延深地層研究センターが**処分場になることはありません**。
- 法律に従って処分事業が進められているにも関わらず、幌延深地層研究センターが将来処分場になるのではないか、といった懸念や疑問を持つ方がおられますので、私どもは広聴・広報活動を積極的かつ慎重に行っています。
- このような状況に鑑み、報道機関の皆様にはより適切な文言や表現にて報道していただき、多くの国民の皆様には正確な情報が伝わるようお願いするものです。